

富士宮市障害児（者）日中一時支援事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に基づき、障害児及び障害者（以下「障害児（者）」という。）の日中における活動の場を確保し、障害児（者）の家族の就労支援及びその家族の一時的な休息を図ることを目的として実施するものとする。

（名称及び実施主体）

第2条 この事業の名称は、富士宮市障害児（者）日中一時支援事業と称し、実施主体は、富士宮市とする。

（利用者）

第3条 この事業を利用できる者は、富士宮市内に住所を有し、日中において監護する者がいない障害児（者）で、一時的に見守り等の支援が必要となるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、この事業を利用できるものとする。

（利用申請）

第4条 この事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）は、あらかじめ市長に地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減免申請書（第1号様式）を提出するものとする。

（利用決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該障害児（者）の生活状況や他のサービスの利用状況等を勘案した上で、サービス利用の可否、支給量及び有効期間を決定するものとする。

2 市長は、サービスの利用を認める決定（以下「利用決定」という。）をした場合は、地域生活支援事業支給決定書兼利用者負担額減額・免除通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、地域生活支援事業受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を

交付するものとする。

3 サービス利用の有効期間は、1年以内とし、その期間が満了する2か月前から前条の規定による申請を行うことができるものとする。

4 市長は、サービスの利用を認めない決定をした場合は、地域生活支援事業支給却下通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第6条 利用決定を受けた支給量等の変更を希望する者は、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（第5号様式）に受給者証を添付して、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったとき、又は職権により、支給量を変更することができるものとする。

3 市長は、支給量等の変更を行った場合は、地域生活支援事業支給変更決定書兼利用者負担額減額・免除等変更通知書（第6号）により当該申請者に通知するとともに、受給者証にその旨を記載するものとする。

（利用の中止・停止）

第7条 市長は、利用決定を受けた障害者等（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を中止又は停止し受給者に対し、地域生活支援事業中止・停止通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(1) 受給者が、当該利用者から事業の利用の中止・停止の申し出があったとき。

(2) 受給者が、死亡、入院又は転出したとき。

(3) その他、市長が事業の利用を不相当と認めたとき。

（登録）

第8条 市長は、受給者について地域生活支援事業利用登録名簿（第8号様式）に登録し、その管理を行うものとする。

（利用基準額）

第9条 この事業における利用基準額は、別表に定めるところによる。

(利用者負担額)

第10条 この事業によるサービスを利用した者（以下「利用者」という。）は、前条の規定により算定した利用基準額に100分の5を乗じて得た額を利用者負担額として、第13条に規定する委託事業者からの請求により支払わなければならない。ただし、1月の利用者負担額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯であるとき、又は利用者の世帯（18歳以上の利用者については、当該利用者及びその配偶者に限る。）が当該年度（ただし、4月から6月までの間の利用については、前年度分とする。）の市民税が非課税であるときは、利用者負担額を免除するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、その他市長が特に必要と認めたときは、利用者負担額の全部又は一部を減免できるものとする。

(実費徴収)

第11条 この事業に係るサービスに要する費用のうち、日常生活において、通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と判断される経費については、事業者は、当該利用者から徴収することができる。

2 前項の経費は、前条で規定する減免の対象にはならないものとする。

(事業の実施)

第12条 市長は、障害者福祉に意欲と実績があり、この事業を適切に実施することができることを認めた事業者等にこの事業を委託することができるものとする。

(実施事業者)

第13条 この事業を受託しようとする事業者は、事業所ごとに富士宮市障害児（者）日中一時支援事業所指定申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、委託の可否を決定し、富士宮市障害児（者）日中一時支援事業所指定（却下）通知書（第

10号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(委託事項)

第14条 第18条の規定により本事業を委託する場合の委託事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の見守りに関すること。
- (2) 利用者の日常的な生活支援に関すること。
- (3) 利用者の健康管理に関すること。
- (4) その他利用者の状況に応じて市長が必要と認める活動

(実施場所)

第15条 この事業の委託を受けた事業者(以下「委託事業者」という。)は、事業を実施する上で必要なスペース及び設備を有しているものと市長が認めた場所(以下「事業所」という。)において事業を実施しなければならない。

2 委託事業者は、本事業の実施に当たり、既存の障害児者施設等の一部又は空き店舗、空き教室等の社会資源の活用を積極的に図るものとする。

(職員配置)

第16条 委託事業者は、この事業を円滑に実施するために事業所ごとに事業責任者を配置するとともに、適切な職員勤務体制を定めなければならない。

(利用定員及びサービス提供時間)

第17条 委託事業者は、1日の利用定員及びサービス提供時間を定め、あらかじめ市長の承認を受けなくてはならない。

2 この事業のサービス提供時間は、原則1日3時間以上とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

3 この事業を利用している時間は、ホームヘルパーサービス、居宅サービス及びライフサポート事業によるサービス等は利用できないものとする。

(委託契約)

第18条 市長は、第12条の事業者と委託契約を締結し、事業を行う

ものとする。

(委託料)

第19条 この事業を委託した場合の委託料は、別表に定める区分に応じて第9条の規定により算定した利用基準額から第10条で定める利用者負担額を控除した額に障害程度区分及び利用時間ごとの実利用者数を乗じて得た額とする。

(情報の提供)

第20条 市長は、この事業の委託に係る事業所の情報を障害者等に対し積極的に提供するものとする。

(委任)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(平成19年3月20日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(平成20年4月1日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(平成20年7月1日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(平成22年3月29日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(平成23年6月24日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(平成24年3月14日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(平成25年3月29日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

富士宮市障害児（者）日中一時支援事業基準額表

単位：円

障害程度区分		利用時間		
		4時間以下	4時間超 8時間以下	8時間超
医療	(区分S)	5,000	10,000	15,000
最重度		3,600	7,200	10,800
重度	(区分3)	1,800	3,600	5,400
中度	(区分2)	1,500	3,000	4,500
軽度	(区分1)	900	1,800	2,700

【障害程度区分について】

(1) 医療施設を利用した場合、又は重症心身障害児（者）に該当するものが看護師を配置し常時医療的ケアに対応できる施設を利用した場合⇒医療（区分S）を用いる。

※ 重症心身障害児（者）＝重度の知的障害（療育手帳 A）と重度の肢体不自由（身体障害者手帳 1・2級）を併せ持ったもの又はその状態にあるもの

※ 療育手帳の程度「A3」は「B」とみなす。

(2) 障害程度区分5以上の重度障害者又は安全確保のため絶えず個別対応が必要と認められる障害児。又は状態が重症心身障害児（者）に該当するものが(1)以外の施設を利用した場合⇒最重度（区分S）を用いる。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合

ア 障害程度区分の認定を受けている場合⇒認定を受けた障害程度区分を用いる。

・ 障害程度区分が区分3又は4⇒重度（区分3）とみなす。

・ 障害程度区分が区分2⇒中度（区分2）とみなす。

・ 障害程度区分が区分1⇒軽度（区分1）とみなす。

イ 障害程度区分の認定を受けていない場合⇒「地域生活支援事業利

用における調査項目」を用いて、聞き取り調査の上決定する。（※別紙 1）

- ・ 調査項目①～④のうち「全介助」が 3 項目以上、⑤の項目のうち「ある」が 2 項目以上又は「ときどきある」が 4 項目以上⇒重度（区分 3）とみなす。
- ・ 調査項目①～④のうち「一部介助」が 3 項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が 2 項目以上⇒中度（区分 2）とみなす。
- ・ 区分 3 又は 2 に該当しない場合⇒軽度（区分 1）とみなす。

別紙 1

地域生活支援事業利用における調査項目

	項目	区分	判断基準
①	食事摂取	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 ・なし 	<p>自分では摂取できない。自分で摂取させると健康上の問題があるなどの判断で、全面的な介助を要する。経管栄養で摂取。おかずを刻む。食べ方に課題（集中しない、盗食等）があり一部介助を要する。</p> <p>自立しており、声掛けのみで食事ができる。</p>
②	排せつ	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 ・なし 	<p>おむつ使用（処理不可）。トイレまでの移動や移乗、排泄動作において全面的な介助を要する。</p> <p>トイレまでの移動や移乗、排泄動作において一部介助を要する。ほぼ自立しているが、声掛けと見守りの支援を要する。</p> <p>自立しており、声掛けのみで排せつができる。</p>
③	入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 ・なし 	<p>洗身全てを介護者が行う。全て洗い直しが必要である。</p> <p>部分的な洗い直しが必要。常時見守りが必要だが、促し・助言により自分で洗身できる。</p> <p>一連の洗身を介助なしで行える。</p>
④	移動	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 ・なし 	<p>車いす等での全面的な介助。徘徊・多動により全面的な介助を要する。</p> <p>手を添える、体幹を支える等の部分的な介助を要する。</p> <p>介助や見守りなしで移動できる。（車いすや補装具を使用するが介助が必要ない場合も含む）</p> <p>声掛けのみで日常的な移動ができる。（「ごはんですよ」で食堂に来る等）</p>
⑤	行動障害及び精神症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ある（ほぼ毎日ある。） ・ときどきある（週1・2回程度以上ある。） 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 強いこだわりがあり、日常動作に時間がかかる。（自閉症等による行動障害） (2) 多動・パニック等の不安定な行動により付き添いが必要である。 (3) 自傷行為・他害行為・器物破損等の行為がある。 (4) 環境の変化に対応できず、奇声・興奮・泣き叫び等がある。 (5) 食事・排せつに係る不適応行動がある。（異食行為や過食・反すう、排泄物を弄ぶ等） (6) 外に飛び出そうとしたり、突発的行動があり目が離せない。（興味や関心が強く、周囲の状況を把握せず行動してしまう等） (7) 自分の意思を伝えられないことや、介護者の指示を理解して反応できないことがある。（コミュニケーション障害） (8) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (9) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる。 (10) 他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (11) 夜間不眠や昼夜逆転等の睡眠障害がある。
⑥	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ある 	<p>医療的ケアが必要である。（サービス利用中に必要な場合のみ）</p>
特記事項		<p>例）てんかん等による発作があり特別な配慮が必要である。</p> <p>行動障害は稀だが、対応に時間がかかり特別な配慮が必要である。</p>	

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。